

第2章 生きる力の育成

I 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

「豊かな心」の育成 生徒指導の充実

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としている。また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身につけることが重要である。

1 生徒指導

(1) 自己指導能力とは

自己指導能力とは、児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である。

児童生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見いだしていく。その過程において、自らの生き方や人生の目標が徐々に明確になるため、学校から学校への移行、学校から社会への移行においても、主体的な選択・決定を促す自己指導能力が重要である。

(2) 自己指導能力の獲得に向けて

児童生徒の自己指導能力を獲得に向けて、次の4つの視点に留意しながら、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが必要である。

① 自己存在感の感受

学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが重要である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

② 共感的な人間関係の育成

選択できない出会いから始まる生活集団を、認め合い・励まし合い・支え合える学習集団へと変容を図り、支持的で創造的な学級・ホームルームづくりを行うことが重要です。

③ 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が重要である。児童生徒の自己決定の場を繰り返し設定していくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた

授業改善を進めていくことが求められる。

④ 安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが重要である。

(3) 生徒指導の在り方

生徒指導を進めていく上で基盤となるのは、教員が児童生徒一人一人について深く理解することである。一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等を持っている。また、児童生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なる。それゆえ、児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、学級担任・ホームルーム担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加え、学年の教員、教科担任、部活動の顧問等によるものを含め、広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。

また、教員と児童生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教員と児童生徒との信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと、児童生徒と共に歩む教員の姿勢、授業等における児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導、児童生徒の特性や状況に応じた的確な支援と、不正や反社会的行動に対する毅然とした指導などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに、児童生徒の自己開示も進み、教員の児童生徒理解も一層深まっていく。

2 生徒指導体制の確立

生徒指導体制の確立とは、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事をコーディネーターとして、全ての教職員が指導方針・指導計画等について共通認識をもつとともに、それぞれの役割を明確にした上で、報告・連絡・相談・確認等を確実にを行い、組織として一貫性を持ち、徹底した指導を継続的に行うことができる状態のことである。

(1) 生徒指導体制の自己評価

生徒指導を切れ目なく、効果的に実践するためには、学校評価を含む生徒指導マネジメントサイクルを確立する必要がある。

生徒指導のPDCAサイクルの推進に当たっては、管理職のリーダーシップと、保護者の学校理解や教職員理解が不可欠である。

ア 生徒指導に関する明確なビジョンの提示

校長は、組織マネジメントの観点から、学校、家庭、地域の実態に基づいて、生徒指導の目標や育成したい児童生徒像に関する明確なビジョンを学校内外で提示し、一体感を醸成する。

イ モニタリングと確実な情報共有

実施段階では、管理職によるきめ細かい教職員の動静把握、すなわち、モニタリングを適確に行うことが求められる。そのためには、各教職員との確実な情報共有、委員会・部会・学年会等の議事内容の理解が不可欠である。

ウ 保護者の学校理解と教職員理解

学校における生徒指導が効果を発揮するためには、保護者による学校や教職員への理解が鍵となるため、学校ホームページによる情報発信の工夫や学級・ホームルーム通信等学校から保護者へ積極的に情報を発信していくことにより、生徒指導の目標理解や協力のお願ひ、児童生徒の実態に関する情報共有等を図ることが大切である。

(2) 教育相談体制の確立

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、生徒指導の一環として行われるものである。教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持的・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動であり、コミュニケーションを通して気づきを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけであるため、性質上特定の教員が行ったり、特定の時間や場所で行ったりするものではなく、学校の教育活動全体で行われるものである。教職員には、以下のような姿勢が求められる。

- ア 児童生徒が、気軽に悩みや不安を相談できる体制づくりを進める。
- イ 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考える。
- ウ 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指す。
- エ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つ。

(3) 家庭や地域の参画

生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域及び関係機関等との連携・協働を緊密にし、児童生徒の健全育成という広い視野から地域全体で取り組む「社会に開かれた生徒指導」として推進を図ることが重要である。

ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を通じて、保護者や地域の人々等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みを置く学校の在り方である。保護者や地域の人々が学校や教育委員会に意向を伝えるとともに、学校からも保護者や地域の人々に意向を伝えることが、具体的な取組を推進する上で重要である。

イ 地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、地域の高齢者・成人・学生・保護者・PTA・NPO・民間企業・団体・機関等の幅広い地域の人々等の参画を得て、地域全体で児童生徒の学びや発達を支える活動である。登下校の見守り、多様な教育的ニーズのある児童生徒への学習支援、放課後や土曜日等における学習プログラムの提供、職場体験の場の提供等、学校と地域が連携・協働することによって、生徒指導を地域社会全体で行うことが可能になる。

(4) 危機管理体制の確立

ア あらゆる問題行動や非常事態が起こり得るとの認識に立ち、「危機の予測と準備」、「危機の回避」、「危機発生時の対応」、「危機の再発防止」など学校独自の危機管理マニュアルを整備しておく。

参考：本誌 第4章 「危機管理体制の徹底」

イ 事件・事故、災害発生時の学校運営を想定した研修では、学校組織の再編成、短縮授業や休校、保護者説明会、行事予定などについて協議し、記録と情報管理、マスコミ対応を含めたシミュレーション訓練を実施し、危機対応マニュアルや教職員間の申し合わせ事項を確認しておく。心のケアの研修では、事件・事故、災害発生後の子供の反応と、それへの対応に関する基礎的な知識について、共通理解を図っておくことも必要である。

ウ 日常的な教育活動におけるリスクマネジメントの取り組みも重要である。例えば、学級・ホームルーム担任が朝の健康観察により児童生徒の健康課題に対応したり、教職員間でリスクを共有したり、校務分掌間で早期に対応したりすることができる。さらに、遠足や修学旅行の準備や指導、いじめ問題の話合いや怒りの対処法の練習、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルの育成、児童生徒同士の調停法などがある。また、自殺予防教育や人権学習も学校危機のリスクを低減するために重要である。

3 生徒指導規程（校則）

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として設けられる生徒指導規程（校則）は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものである。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる生徒指導規程（校則）は、教育的意義を有するものと考えられる。生徒指導規程（校則）の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。

（1）生徒指導規程（校則）の運用

生徒指導規程（校則）に基づく指導を行うに当たっては、生徒指導規程（校則）を守らせることばかりにこだわるとなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に生徒指導規程（校則）を守るように指導していくことが重要である。そのため、生徒指導規程（校則）の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に生徒指導規程（校則）を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切である。その上で、生徒指導規程（校則）に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければならない。

（2）生徒指導規程（校則）の見直し

見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、生徒指導規程（校則）について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められる。そのためには、児童生徒が身近な課題を自ら解決する教育的意義のある機会と捉え、単に「生徒指導規程（校則）の見直し」で終わることなく、児童生徒が規程の意義を改めて考える場面を設定するなど、生徒指導体制の更なる充実を図り、育てたい児童生徒像を実現させるものとするのが望まれる。

4 生徒指導上の諸課題への対応について

（1）暴力行為やいじめ等の被害を受けた児童生徒への適切な対応について

学校は、被害を受けた児童生徒を（物理的、心理的に）守るという視点を強くもって対応することが大切である。繰り返し被害を受けたり、「また被害を受けるのではないかといった不安」をもって学校生活を送ったりするなど、安心して登校できない状況とならないよう、被害を受けた児童生徒への配慮や適切な支援を行うことが大切である。

ア 問題行動に係る事実確認を行う上での配慮事項等

（ア）複数の教員で被害と加害の児童生徒双方から個別に事実を確認する。

（イ）聴き取りの時間（時刻）、場所等に配慮する。特に、多くの児童生徒がいる場面で

の呼び出し等は避ける。

(ウ) 被害児童生徒に対しても、事実確認後、学校はどのように指導を進めるのかななどを丁寧に説明する。

(エ) 事実確認の概要については、必ず学校から保護者に説明する。

イ 定期的な面接等による被害児童生徒の状況把握

加害児童生徒による謝罪終了後も、学年主任や担任、生徒指導部員、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等が、当該児童生徒に対して計画的に面接を行い、出欠状況や新たな被害の有無（客観的事実）などとともに、不安や悩みの有無（心理的事実）などについて把握する。

ウ 関係機関等との連携

学校だけで被害児童生徒への対応の全てを行うことは困難であるという認識をもつことが大切である。そのため、より専門的な援助が必要と判断した場合には、被害を受けた状況を踏まえて、警察、医療機関、こども家庭センター及び精神保健福祉センター等と連携する。また、スクールカウンセラー配置校にあつては、計画的に被害児童生徒のカウンセリングを実施することで、客観的事実や心理的事実を把握し、当該児童生徒の不安等を減少させるとともに、状況を組織的に共有する。

エ 教育相談の充実

(ア) 体制づくり

教育相談は、教員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つといえる。教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築する必要がある。

(イ) 校内研修

教育相談で必要とされる教員の資質としては、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられた知識と技術の両面が大切である。これらをバランスよく磨くことが、教員研修では必要である。

(2) 多様性の理解について

多様な他者の存在を認め、誰もが相互に個性と人格を尊重し支え合い、すべての児童生徒が孤立することなく、安心して生活できる環境を整えていくことが大切である。

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。特に以下の児童生徒についての支援を学校全体で行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多い。それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について理解する。

性同一性障害に係る児童生徒やいわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれる。

エ 「ヤングケアラー」と位置付けられる児童生徒

令和6年度「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」を「ヤングケアラー」として定義された。

令和2年度に厚生労働省の調査研究事業で実施されたヤングケアラーの実態に関するアンケート調査では、「世話をしている家族がいる」と回答した中学2年生が5.7%、全日制高校2年生が4.1%であった。また、そのうちの1～2割程度の生徒は、1日当たり7時間以上も世話を費やしていると回答していた。

欠席・遅刻・早退が多い児童生徒について、単に「基本的な生活習慣の不確立」、「家庭の協力不足」と捉えるのではなく、その事情や背景について把握し、学校として可能な支援や配慮を行うことが求められる。

(3) 児童生徒の自殺の予防について

ア 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応としてTALKの原則がある。これは、「Tell」、「Ask」、「Listen」、「Keep safe」の頭文字をとってまとめたものである。

[T] 心配していることを言葉に出して伝える。

[A] 「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる。

[L] 絶望的な気持ちを傾聴する。話をそらしたり、叱責や助言などをしたりせず訴えに真剣に耳を傾ける。

[K] 安全を確保する。一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う。

イ 子供に必要な自殺予防の知識

ひどく落ち込んで解決が難しいと思われる問題が起こったとき、もちろん自分の力で乗り越えようとするのは大切だが、他者に相談できることも生きていく上で素晴らしい能力だということを普段から伝えておくことが大切である。

その際、もし友達から「死にたい」と打ち明けられたら、その友達の気持ちを大事にしながら話を聴き、信頼できる大人につなぐことがとても大切であるという点を強調する。子供の場合、相手に同調することでともに自殺の危険が増してしまう場合も考えられるからである。

また、「24時間子供SOSダイヤル」や「こころのライン相談@広島県」のような自殺予防のための相談窓口や医療機関にはどのようなものがあるか、普段から伝えておくことも必要である。解決のための選択肢を増やしておくことは、死を考えるほど行き詰まったときに命を救うことにつながるからである。

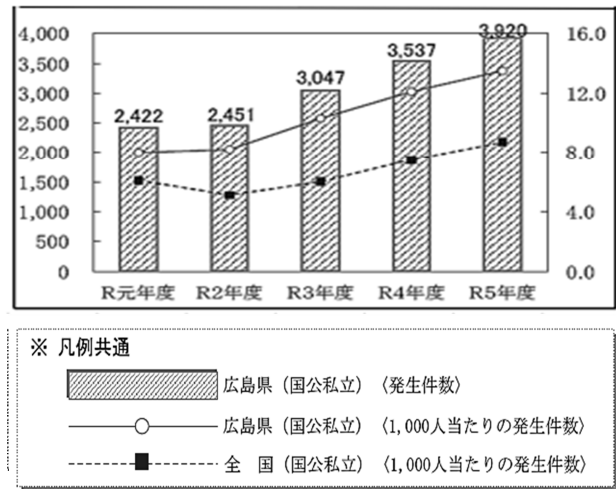
さらに、つまずきや生きづらさへの対処法を教える「自殺予防教育」や、自らの心の痛み気付き、それを誰かに伝えることができるようにする「SOSの出し方に関する教育」、誰かの心の痛みを傾聴する「SOSの受け止め方教育」を充実させるとともに、教職員が子供の出したSOSをしっかりと受け止めることが求められる。

5 いじめの問題への対応

本県では、いじめ防止対策推進法に基づき、平成26年3月19日に「広島県いじめ防止基本方針」を策定し、本県におけるいじめ防止対策の基本的な考え方、いじめ防止等に関する取組、学校における取組、重大事態への取組等を示している。

令和5年度の本県における国公立小・中・高等学校（全日制・定時制・通信制）・特別支援学校のいじめの認知件数の合計は、6,429件で、前年度と比較すると468件（7.9%）増加した。

校種別に前年度と比較すると、小学校では4,400件で171件（4.0%）増加、中学校では1,827件で272件（17.5%）増加、高等学校では190件で27件（16.6%）増加、特別支援学校では12件で2件（14.3%）減少した。



（1）いじめの定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、平成17年度まで、いじめの定義について、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」という文言が使用されていたが、平成18年度調査からはそれらの文言が削除され、「いじめ」に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行うものとされた。一度のからかいや悪口、仲間はずれといった行為であっても、当該児童生徒が精神的な苦痛を感じたものであれば「いじめ」として捉え、指導することが大切である。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」における「いじめ」の定義は、次のとおりである。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。

「いじめ防止対策推進法（法律第七十一号）」（文部科学省）

（2）いじめの問題への取組

学校においては、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立すること、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る組織（「いじめ防止委員会」）を中心として、学校の実情に応じ、いじめの防止等に関する取組を体系的・計画的に進める必要がある。「いじめは絶対に許されない。」との認識のもといじめ防止委員会を中心とした組織的な指導を徹底するとともに、関係機関や地域との連携を綿密にするなど、いじめの未然防止、早期発見や早期対応の取組が必要である。

ア いじめの未然防止

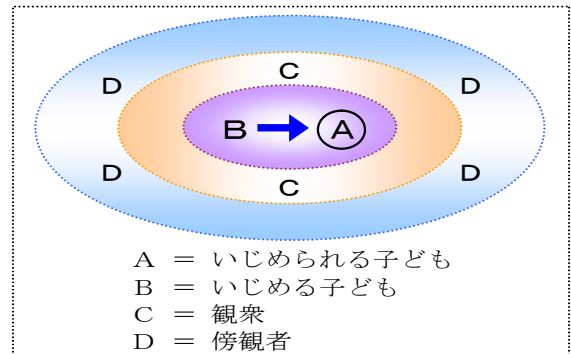
いじめの未然防止教育においては、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるためにどう働きかけるのか」、「いじめを生まない環境づくりをどう進めるのか」ということが問われる。

いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生

徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行うことが重要である。

いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。また、自らがなぜいじめに向かうのか無自覚である場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要になる。児童生徒自身が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うことも未然防止教育として重要である。

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではない。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在で成り立つ。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかがポイントになる。学級・ホームルーム担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて、児童生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能になります。加えて、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行うことも重要である。



いじめ構造図

イ いじめの早期発見・早期対応

いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。そのためには、児童生徒の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められる。一方で、SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えている。

いじめの発見のためには、アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている児童生徒が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫が必要である。なお、アンケート実施後には、に内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する。）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応することが肝要である。さらに、児童生徒に安心感を与えるこまめな校内の見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動なども重要である。

また、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることも重要である。学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見が可能になる。

いじめを把握したら、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠となる。次に、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認する。危機を一緒にしのいで

いくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめの児童生徒や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要である。そして、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図る。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめの児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がけることも必要がある。また、加害側の児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になります。さらに、指導の事前及び対応の過程で被害児童生徒及び保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行うことが大切である。

いじめの解消を目指す際には、何をもって「解消」とするのかという点についての共通理解が求められる。解消の二条件①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要がある。なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが重要である。

ウ いじめの困難課題対応

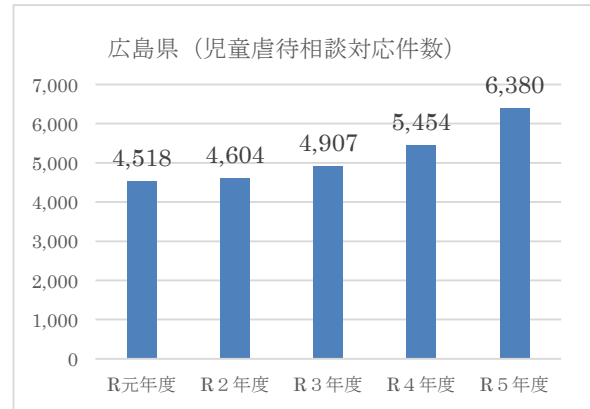
いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。できるだけ早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。ケース会議においては、①アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行い、②アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。ケース会議後に、③被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、④指導・援助プランを実施し、さらに、⑤モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う、という流れになる。なお、問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること及び関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要となる。また、いじめが認知された後の対応として、⑥教育委員会等への報告、及び⑦情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行うことも不可欠である。

6 児童虐待への対応

(1) 児童虐待とは

児童虐待は、児童福祉法による児童（18歳に満たない者。以下「児童」という。）の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

令和5年度の本県における児童虐待の相談対応件数（未就学児等を含む）は、6,380件で、前年度と比較すると926件（17.0%）増加した。



○ 児童虐待には、大きく分けて、次の4種類の行為がある。

①「身体的虐待」

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②「性的虐待」

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

③「ネグレクト」

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

④「心理的虐待」

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 教職員の対応について

教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待を受けた児童を発見した場合又は虐待の疑いがある場合には、速やかにこども家庭センター（児童相談所）又は市町の福祉部局へ通告することが法律で義務付けられている。通告後は、こども家庭センター（児童相談所）の指示を受けて対応する。

(3) 学校の対応について

令和2年6月通知「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省）」や広島県教育委員会が作成した「早期発見のための児童虐待チェックリスト」を活用するなどして、児童生徒の日常生活について観察するなど、日頃から児童生徒の状況の把握に努めるとともに、普段から児童生徒との信頼関係を築き、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成することが大切である。

学校は、市町の要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関との連携を積極的に推進し、児童虐待防止に向けた取組を充実させる必要がある。

(4) 児童虐待に係る学校間の情報連携について

児童虐待の早期発見のためには、学校・児童養護施設・福祉機関等で、児童生徒の児童虐待に係る情報を、的確に伝達・共有する必要がある。

このため、本県では、児童生徒の児童虐待に係る情報を指導要録に記録し、伝達・共有することとしている。

指導要録の様式2「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「児童虐待に係る通告」、「児童虐待に係る一時保護」、「児童虐待に係る施設入所等」の3点につい

て、日時や連携先と併せて記載し、児童虐待に係る情報を的確に伝達・共有するとともに、過去に被虐待歴のある児童生徒については、より丁寧な状況把握を行い、児童虐待の早期発見に努めることが大切である。

7 地域や関係機関との連携の強化

これまでの各項目にも記載したように、児童生徒の問題行動等への対応に当たっては、学校だけで解決しようとするのではなく、地域や警察等の関係機関と協働して幅広く取組を進めるよう、適切に連携することが大切である。

学校が地域や関係機関等と連携する場合は、次の点に留意することが大切である。

- 学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な指導内容や方法等を明確にして、主体的に連携を進める。
- 連携する関係機関の役割及び専門性を認識し、相互の立場を尊重し合い協働して解決に当たる。
- 情報連携に留まらず、サポートチームや協議会等を積極的にもつなど、意思の疎通を図り、ネットワークとして一体的な対応を行う行動連携を行うようにする。

(1) 地域との連携

学校が様々な機会を活用し、地域に開かれた学校づくりを行うことで、教育方針や生徒指導への理解と協力が得られるようになる。

その際、校区内や市町内の連携先をあらかじめ一覧表にして関係機関の役割や特徴を認識しておく等、地域ネットワークづくりを進めることが必要である。また、学校が校区内の関係機関を有効に活用するためには、市町教育委員会がコーディネーター役を果たすことが重要となる。

連携の方法としては次のような例が考えられる。

- 学校通信やホームページ等を活用して学校の様子などを定期的に知らせる。
- 学校行事への参加を求め、授業参観へも保護者以外の参加ができるように工夫する。
- 地域の行事やボランティア活動へ、学校から積極的に参加する機会をつくる。
- 課題が深刻な児童生徒には、行政機関、近隣校、青少年育成団体、関係機関等と連携したサポートチームなどをつくり、児童生徒の指導のための援助を求める。

(2) 警察との連携

ア 連携の留意点

(ア) 連携については、相談、情報交換、事件通報、共同活動など様々な方法があるが、事案に応じて適時、適切に行うことが大切である。

(イ) 連携の目的を明確にし、双方が共通認識をもった上で、警察に任せきりにするのではなく、児童生徒にとってどのような指導方法が適切であるのかを判断し、学校が主体的に取り組むことが必要である。

(ウ) 警察と連携する場合は、そのねらいを保護者に十分説明し、理解を得ながら取組を進めることが大切である。

(エ) 警察から連絡があった事案については、学校における指導の経過等を警察に連絡するなど、継続的な連携が大切である。

(オ) 定期的な情報交換や対応方針等についての協議など、日常的な連携を行い、信頼関係の構築に努めることが大切である。

イ 連携方法

(ア)「学校警察連絡協議会」を開催し意見交換を行ったり、関係団体と協力して街頭指導を行ったりするなど、常に情報交換できる機会を確保し、信頼関係をつくる。また、非行の低年齢化などから、関係する学校の参加を積極的に求め、小・中・高・特別支援学校等が連携して具体的な行動計画を作成するなど、問題行動の解決に向けて実働できるよう創意工夫する。

(イ)警察と連携して、薬物乱用防止、交通安全、非行防止、暴走族加入防止などの「教室」を開催し、児童生徒の規範意識を醸成し、社会の一員として自律した行動ができるように指導する。

ウ 児童生徒の問題行動に係る警察の学校連絡への対応

(ア)学校と連携して継続的な指導が必要であると認められるもので、次の4点について学校へ連絡することとなっている。

- 犯罪少年及び触法少年に係る事案
- 送致又は通告したぐ犯少年に係る事案
- 不良行為に係る事案
- その他、犯罪行為や触法行為があったものの、被害申告がされないなど、諸般の事情により事件（事案）処理が行えない事案のうち、今後特に学校における継続的な指導が必要であると認められる事案

(イ)警察からの連絡への対応において、次の5点に留意する。

- ① 警察との連携については、校長、教頭又は生徒指導主事が責任を持って当たり、警察からの連絡に対して確実に対応できる体制を確立すること。
- ② 特に、事件に多くの児童生徒が関わっていた場合や複雑な事件の場合においては、直接、警察署に行き、正確な事実の把握に努めること。
- ③ 児童生徒及び保護者に対して、学校と警察の連携について十分に説明し、理解を求めること。
- ④ 警察からの連絡内容については、その取扱いを慎重に行い、指導の目的以外に使用したり、連絡内容が関係者以外に漏れたりしないよう特に留意すること。
- ⑤ 生徒に対する処分としての懲戒については、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという認識に立ち、慎重に行うこと。

(3) 福祉との連携

ア 日々の連携の必要性

学校は、日ごろから関係機関等と連携をしておくことで、人と人とのつながりが深まり、問題行動等が発生した時に相談しやすくなり、適切な「緊急時の対応」につながる。

また、それぞれの機関の役割及び専門性、所在地や担当者などを明確にし、一覧表を作成し、職員室に掲示したり、全教職員に配付したりすることにより、迅速な対応を行うことが大切である。

イ 連携を行う際の留意点

(ア) 学校の主体性

学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な支援内容や方法等を明確にして、主体的に連携を進めること。

(イ) 組織的な連携

校内での支援体制を確立し、個別の指導計画を作成・活用するなど、全教職員が共通認識をもって組織的な連携を進めること。

(ウ) 関係機関の役割と専門性の理解

連携する関係機関の役割及び専門性（機関の実際の機能）を認識し、相互の立場を尊重し合い協同して解決に当たること。

ウ 要保護児童対策地域協議会

市町に設置されている要保護児童対策地域協議会とは、保護者のない児童又は保護者に保護させることが不適當であると認められる児童等に対し、子供の虐待、非行等に対する支援などのため、地域の子供と家庭に対する援助のために設けられたネットワークのことである。

個別ケース検討会議を開催する際には、学校の管理職が、当該児童生徒が在住している市町福祉課に依頼する。会議の参加メンバーには、守秘義務が課せられ、会議の中で支援が必要な児童生徒についての情報共有を行い、各々の参加機関や個人の機能を活用し、地域に密着した支援を行うことが大切である。